

(はじめに)

1. 策定の背景と目的

本市では、遊具や建築物等の公園施設について、老朽化に対する安全性の確保やライフサイクルコストの縮減、修繕時期の平準化など、効果的な維持・管理計画を推進し、財政負担の軽減・平準化を目的として平成26年7月に「青梅市公園施設長寿命化計画」（以下、「従前計画」という。）を策定した。

従前計画の策定から10年が経過し、公園施設の劣化程度が利用状況や経年変化等によって変動し、計画内容と実態との間に徐々に乖離が生じたため、令和4年度から令和6年度に行った公園施設の健全度調査結果にもとづき、公園施設の現状を整理し、より実状に沿った実効性のある計画とするため、従前計画を改定した。（以下、改定後の計画を「本計画」という。）

本計画の改定に際しては、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（国土交通省都市局 公園緑地・景観課）に定められた項目に準じて実施している。

2. 位置づけ

本計画は、都市公園法施行令第10条にもとづき策定するもので、第7次青梅市総合長期計画に掲げる「みどりを生かした快適な都市環境の整備」の実現を図るため、青梅市公共施設等総合管理計画、青梅市緑の基本計画等の関連計画との整合を図りながら、公園維持・管理分野の個別施設計画として定めるものとする。

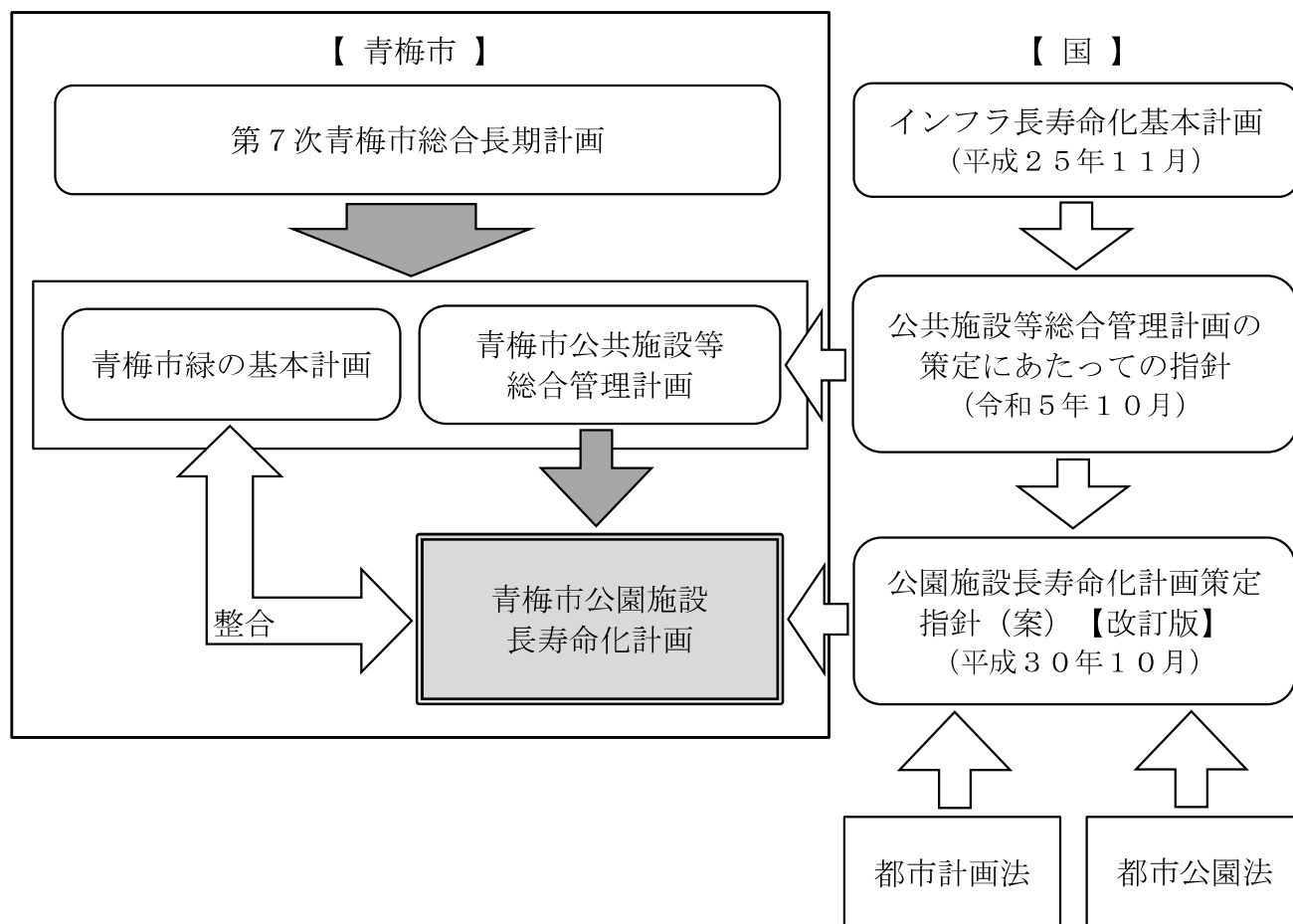


図1 公園施設長寿命化計画の位置づけ